

特別養護老人ホーム神寿苑ご案内

当施設は、神石高原町の北部に位置し、近くには国定公園帝釈峡があり、高原のさわやかな空気と緑豊かな環境の中にあります。

自分たちの親を入りたいと思える施設、地域に信頼される施設を目指し、施設サービス計画に基づいて、食事・入浴・排泄その他日常生活上の援助を提供いたします。

入所について

1. 入所対象者

- ・要介護度 3 以上の方
- ・要介護度 1・2 の方で、在宅生活が困難なことについてやむを得ない事由があり、保険者市町の意見を踏まえ、施設が特例入所の要件に該当すると認められた方

2. 申し込み

原則、介護支援専門員等の関与のもとに行っていただきます。

3. 入所判定の基準

入所の順位は、必要性を点数化し、入所決定過程の透明性・公平性を図ります。

入所の決定は、入所検討委員会必要性を評価・検討し、決定します。

利用料金について(1ヶ月 31 日当たり)

円

要介護度		3	4	5
介護保険利用料金	1割負担の方	25,744	28,036	30,293
	2割負担の方	51,488	56,072	60,586
	3割負担の方	77,232	84,108	90,879
食費 (1日当たり 1,445 円)		44,795	44,795	44,795
居住費 (1日当たり 855 円)		26,505	26,505	26,505
合計	1割負担の方	97,044	99,336	101,593
	2割負担の方	122,788	127,372	131,886
	3割負担の方	148,532	155,408	162,179

※その他各種加算を頂く場合があります。詳しくは別途お問合せ下さい。

※テレビ、電気毛布を持ち込まれた場合、別途電気代を頂きます。

- ・市町村民税世帯非課税者や生活保護・老齢福祉年金受給者の方で、配偶者も非課税、及び資産が一定額以下の方で、市町村より負担限度額認定を受けられた方は、施設利用の居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

○当施設の居住費・食費の負担額

市町村民税非課税世帯の方、生活保護・老齢福祉年金受給者の方で、配偶者も非課税、及び資産が一定額以下の方で、市町村より負担限度額認定を受けられた方は、施設利用の居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

【単位：円】 (日額)

対象者	区分	滞在費	食費
生活保護受給者で、預貯金等資産が単身で 1,000 万円以下、夫婦で 2,000 万円以下	利用者負担 第 1 段階	0	300

世帯全員及び配偶者が市町村民税非課税	高齢福祉年金受給者で、預貯金等資産が単身で1,000万円以下、夫婦で2000万円以下			
	公的年金収入額とその他の合計所得金額が80万円以下で、預貯金等資産が単身で650万円以下、夫婦で1650万円以下の方	利用者負担 第2段階	370	390
	公的年金収入額とその他の合計所得金額が80万円超120万円以下の方で、預貯金等資産が単身で550万円以下、夫婦で1,550万円以下の方	利用者負担 第3段階①	370	650
	公的年金収入額とその他の合計所得金額が120万円超の方で、預貯金等資産が単身で500万円以下、夫婦で1,500万円以下の方	利用者負担 第3段階②	370	1,360
上記以外の方			855	1,445

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

※居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額とします。

個人情報保護について

当法人は利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。

当法人が保有する利用者等の個人情報に関し、適正かつ適切な取り扱いに努めるとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ります。

当施設では、いつでも問い合わせ・相談及び見学に応じますので、お気軽にご連絡下さい。